

理 由

最近における社会経済情勢の推移等にかんがみ、不動産特定共同事業の業務に関する規制の合理化を図るため、事業参加者等が不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者等である場合には、事業実施時期の制限等を定めた規定の適用を除外する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案提案理由説明

ただ今議題となりました不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は最近における社会経済情勢の推移等にかんがみ、市街地開発事業等の土地の有効利用の推進を図ることが必要かつ緊急の課題となつております。一方、いわゆるバブル経済の崩壊以降、これらの事業を実施するに当たつて、広く投資家の事業参加を募る不動産特定共同事業が有効な事業手法の一つとなつております。

この法律案は、このような状況にかんがみ、不動産特定共同事業の積極的な活用を図る観点から、不動産特定共同事業に係る規制の合理化を図るため、事業参加者がいわゆる投資の専門家である場合には、主に一般投資家の保護を念頭に置いた行為規制を緩和しようとするものであります。

次にその要旨を御説明申し上げます。

第一に、事業参加者等が不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者等である場合については、

事業実施時期の制限、金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止、不動産特定共同事業契約の成立前及び成立時の書面の交付義務等を定めた規定の適用を除外することとしております。

第一に、届出事務等の手続について負担の軽減を図ることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。